

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	身体障害者手帳の交付に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福岡県は、身体障害者手帳交付事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

福岡県知事

公表日

令和7年3月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳の交付に関する事務
②事務の概要	身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付に関する事務を実施している。 1 新規交付申請に関する事務 2 再交付申請に関する事務 3 氏名、居住地変更に関する事務 4 返還に関する事務
③システムの名称	身体障害者手帳交付システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者手帳交付システムデータベースファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表 第20の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第11条 番号法第9条第2項 福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年福岡県条例第59号)(以下「条例」という。)第3条第3項 条例第3条第2項、別表第二 第9の項、第10の項、第12の項 条例施行規則(平成28年福岡県規則第45号)第20条第1号ハ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第21条第1号ハ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第23条第1号ト、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第14の項、第18の項、第20の項、第25の項、第37の項、第42の項、第48の項、第49の項、第53の項、第75の項、第76の項、第77の項、第80の項、第81の項、第91の項、第92の項、第108の項、第113の項、第124の項、第125の項、第141の項、第144の項、第155の項、第161の項、第163の項、第16条第1号ハ、第2号ハ、第4号ハ、第20条第1号ハ、第22条第1号二、第2号二、第4号二、第6号二、第8号二、第27条第2号、第39条第1号イ、第2号イ、第44条第1号ヘ、第4号、第5号、第6号、第50条第4号ロ、第13号、第14号、第51条第2号ロ、第7号ロ、第8号、第15号、第55条第1号ロ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第77条第1号ロ、第2号イ、第78条第1号ロ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第79条第2号、第82条第1号ロ、第2号、第3号ロ、第83条第1号ロ、第2号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号イ、第93条第1号ハ、第3号ハ、第94条第1号ロ、第110条第2号イ、第3号イ、第4号イ、第115条第1号ロ、第2号ロ、第126条第1号ロ、第2号、第127条第1号ハ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第143条第1号ロ、第2号ロ、第4号イ、第146条第1号ロ、第2号ロ、第5号イ、第6号イ、第11号イ、第157条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第7号イ、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第163条第1号ヘ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第165条第1号ロ、第2号 番号法第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福岡県障がい者更生相談所

②所属長の役職名	福岡県障がい者更生相談所長		
6. 他の評価実施機関			
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求			
請求先	福岡県総務部県民情報広報課情報公開係 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 電話番号 092-643-3104		
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ			
連絡先	福岡県障がい者更生相談所 身体障がい者支援課 手帳係 〒816-0804 福岡県春日市原町3丁目1-7 電話番号 092-586-1055		
9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した	
適用した理由			

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、対象者本人又は代理人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 等	

9. 監査

実施の有無

〔○〕 自己点検

〔○〕 内部監査

〔 〕 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

☐全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[9) 従業者に対する教育・啓発]

＜選択肢＞

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業員に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

＜身体障害者手帳交付システムにおける措置＞

・職員に対しては、個人情報の取扱いについて研修を行うとともに、チェックリストによる自己点検を行う。

・違反を行った職員に対しては、その都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となり得る。

・委託業者に対しては、契約の中で、事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を研修することとする。

・違反を行った委託業者に対しては、契約解除及び損害賠償請求の対象となり得る。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月27日	I 関連情報／1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務／③ システムの名称	身体障害者手帳交付システム	身体障害者手帳交付システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	
平成28年12月27日	I 関連情報／3. 個人番号の利用／ 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第九条第1項 別表第一の11の項 番号法別表第一の主務省令で定める命令第十一条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（以下「番号法」という。） 別表第一 第11の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第十一条 番号法第九条第2項 福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年福岡県条例第59号）（以下「条例」という。）第三条第3項 条例第三条第2項、別表第二 第8の項、第9の項、第11の項 条例施行規則（平成28年福岡県規則第45号） 第十七条第1項ハ、第十八条第1項ハ、第二十条第1項へ	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月27日	I 関連情報／4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携／②法令上の根拠	番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第十二条第1号ハ、第3号ハ、第4号、第十二条第2号イ、第6号、第二十一条第1号イ、第2号イ、第3号、第二十二条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第二十八条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第二十九条第1号、第三十条第3号、第三十一条第1号ハ、第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号イ、第四十二条第1号、第五十三条第1号イ、第2号イ、第3号イ	番号法別表第二 第10の項、第14の項、第16の項、第20の項、第27の項、第28の項、第31の項、第54の項、第55の項、第56の2の項、第57の項、第79の項、第85の2の項、第106の項、第108の項、第116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） 第九条第1号イ、第十一条第1号イ、第十二条第1号ヘ、第3号ト、第4号、第6号ト、第十四条第1号イ、第2号イ、第二十条第2号イ、第6号、第二十一条第1号イ、第2号イ、第3号、第二十二条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第二十八条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第二十九条第1号、第三十条第4号、第三十一条第1号ハ、第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号イ、第四十二条第1号、第四十三条の四第1号イ、第2号、第五十三条第1号イ、第2号イ、第3号イ、第五十五条第1号二、第4号二、第7号ロ、第五十九条の二第1号ヘ、第2号、第3号、第4号 番号法第十九条第8号	事前	
平成28年12月27日	II しきい値判断項目／1. 対象人数／いつ時点の計数か	平成27年3月31日 時点	平成28年12月21日 時点	事後	
平成28年12月27日	II しきい値判断項目／2. 取扱者数／いつ時点の計数か	平成27年3月31日 時点	平成28年12月21日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月17日	I 関連情報／3. 個人番号の利用／ 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。) 別表第一 第11の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第十一条 番号法第九条第2項 福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年福岡県条例第59号)(以下「条例」という。) 第三条第3項 条例第三条第2項、別表第二 第8の項、第9の項、第11の項 条例施行規則(平成28年福岡県規則第45号) 第十七条第1項ハ、第十八条第1項ハ、第二十条第1項ヘ	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。) 別表第一 第11の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第十一条 番号法第九条第2項 福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年福岡県条例第59号)(以下「条例」という。) 第三条第3項 条例第三条第2項、別表第二 第8の項、第9の項、第11の項 条例施行規則(平成28年福岡県規則第45号) 第十七条第1項ハ、第十八条第1項ハ、第二十条第1項ト	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月17日	I 関連情報／4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携／②法令上の根拠	番号法別表第二 第10の項、第14の項、第16の項、第20の項、第27の項、第28の項、第31の項、第54の項、第55の項、第56の2の項、第57の項、第79の項、第85の2の項、第106の項、第108の項、第116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） 第九条第1号イ、第十一条第1号イ、第十二条第1号ヘ、第3号ト、第4号、第6号ト、第十四条第1号イ、第2号イ、第二十条第2号イ、第6号、第二十一条第1号イ、第2号イ、第3号、第二十二条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第二十八条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第二十九条第1号、第三十条第4号、第三十一条第1号ハ、第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号イ、第四十二条第1号、第四十三条の四第1号イ、第2号、第五十三条第1号イ、第2号イ、第3号イ、第五十五条第1号二、第4号二、第7号口、第五十九条の二第1号ヘ、第2号、第3号、第4号 番号法第十九条第8号	番号法別表第二 第10の項、第14の項、第16の項、第20の項、第27の項、第28の項、第31の項、第54の項、第55の項、第56の2の項、第57の項、第79の項、第85の2の項、第106の項、第108の項、第116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） 第九条第1号ロ、第4号ロ、第十一条第1号ロ、第十二条第1号ヘ、第2号ホ、第4号ト、第5号、第6号ホ、第8号ト、第十四条第1号イ、第2号イ、第二十条第2号イ、第6号、第二十一条第1号イ、第2号イ、第3号、第二十二条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第二十八条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第二十九条第1号、第三十条第4号、第三十一条第1号ハ、第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号イ、第四十二条第1号、第四十三条の四第1号イ、第2号、第五十三条第1号ロ、第2号ロ、第3号イ、第五十五条第1号ト、第5号イ、第6号二、第10号ハ、第五十九条の二第1号ト、第2号、第3号、第4号、第5号 番号法第十九条第8号	事後	
平成30年1月17日	I 関連情報／5. 評価実施機関における担当部署／①部署	福岡県障害者更生相談所	福岡県障がい者更生相談所	事後	
平成30年1月17日	I 関連情報／5. 評価実施機関における担当部署／②所属長	福岡県障害者更生相談所長 小林 徹	福岡県障がい者更生相談所長 安河内 美紀	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月17日	I 関連情報／8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	福岡県障害者更生相談所 身体障害者支援課 手帳係 〒816-0804福岡県春日市原町3丁目1-7 電話番号 092-586-1055	福岡県障がい者更生相談所 身体障がい者支援課 手帳係 〒816-0804福岡県春日市原町3丁目1-7 電話番号 092-586-1055	事後	
平成30年1月17日	II しきい値判断項目／1. 対象人数／いつ時点の計数か	平成28年12月21日 時点	平成29年12月20日 時点	事後	
平成30年1月17日	II しきい値判断項目／2. 取扱者数／いつ時点の計数か	平成28年12月21日 時点	平成29年12月20日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月19日	I 関連情報／4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携／②法令上の根拠	番号法別表第二 第10の項、第14の項、第16の項、第20の項、第27の項、第28の項、第31の項、第54の項、第55の項、第56の2の項、第57の項、第79の項、第85の2の項、第106の項、第108の項、第116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第九条第1号ロ、第4号ロ、第十一条第1号ロ、第十二条第1号ヘ、第2号ホ、第4号ト、第5号、第6号ホ、第8号ト、第十四条第1号イ、第2号イ、第二十条第2号イ、第6号、第二十一条第1号イ、第2号イ、第3号、第二十二条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第二十八条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第二十九条第1号、第三十条第4号、第三十一条第1号ハ、第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号イ、第四十二条第1号、第四十三条の四第1号イ、第2号、第五十三条第1号ロ、第2号ロ、第3号イ、第五十五条第1号ト、第5号イ、第6号ニ、第10号ハ、第五十九条の二第1号ト、第2号、第3号、第4号、第5号 番号法第十九条第8号	番号法別表第二 第10の項、第14の項、第16の項、第16の2の項、第20の項、第27の項、第28の項、第31の項、第54の項、第55の項、第56の2の項、第57の項、第79の項、第85の2の項、第106の項、第108の項、第116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第九条第1号ロ、第4号ロ、第十一条第1号ロ、第十二条第1号ヘ、第2号ホ、第4号ト、第5号、第6号ホ、第8号ト、第十四条第1号イ、第2号イ、第二十条第2号イ、第6号、第二十一条第1号イ、第2号イ、第3号、第二十二条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第二十八条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第二十九条第1号、第三十条第4号、第三十一条第1号ハ、第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号イ、第四十二条第1号、第四十三条の四第1号イ、第2号、第五十三条第1号ロ、第2号ロ、第3号イ、第五十五条第1号ト、第5号イ、第6号ニ、第11号ハ、第五十九条の二第1号ト、第2号、第3号、第4号、第5号 番号法第十九条第8号	事後	
平成31年3月19日	I 関連情報／5. 評価実施機関における担当部署	②所属長 福岡県障がい者更生相談所長 安河内 美紀	福岡県障がい者更生相談所長	事後	新様式への変更
平成31年3月19日	II しきい値判断項目／1. 対象人数／いつ時点の計数か	平成29年12月20日 時点	平成31年2月6日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月19日	Ⅱしきい値判断項目／2. 取扱者数／いつ時点の計数か	平成29年12月20日 時点	平成31年2月6日 時点	事後	
平成31年3月19日	Ⅵ リスク対策			事後	新様式への変更
令和3年3月8日	I 関連情報／4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携／②法令上の根拠	番号法別表第二 第10の項、第14の項、第16の項、第16の2の項、第20の項、第27の項、第28の項、第31の項、第54の項、第55の項、第56の2の項、第57の項、第79の項、第85の2の項、第106の項、第108の項、第116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第九条第1号ロ、第4号ロ、第十一条第1号ロ、第十二条第1号ヘ、第2号ホ、第4号ト、第5号、第6号ホ、第8号ト、第十四条第1号イ、第2号イ、第二十条第2号イ、第6号、第二十一条第1号イ、第2号イ、第3号、第二十二条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第二十八条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第二十九条第1号、第三十条第4号、第三十一条第1号ハ、第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号イ、第四十二条第1号、第四十三条の四第1号イ、第2号、第五十三条第1号ロ、第2号ロ、第3号イ、第五十五条第1号ト、第5号イ、第6号ニ、第11号ハ、第五十九条の二第1号ト、第2号、第3号、第4号、第5号 番号法第十九条第8号	番号法別表第二 第10の項、第14の項、第16の項、第16の2の項、第20の項、第27の項、第28の項、第31の項、第54の項、第55の項、第56の2の項、第57の項、第79の項、第85の2の項、第106の項、第108の項、第116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第九条第1号ロ、第4号ロ、第十一条第1号ロ、第十二条第1号ト、第2号ヘ、第4号ト、第5号、第6号ヘ、第8号ト、第十二条の二第1号、第十四条第1号イ、第2号イ、第二十条第2号イ、第6号、第7号、第二十一条第1号イ、第2号イ、第3号、第4号、第二十二条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第二十八条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第二十九条第1号、第三十条第4号、第三十一条第1号ハ、第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号ハ、第7号イ、第四十二条第1号、第四十三条の四第1号イ、第2号、第五十三条第1号ハ、第2号ロ、第3号イ、第五十五条第1号ト、第5号イ、第6号ニ、第11号ハ、第五十九条の二の二第1号ト、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号ト、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号 番号法第十九条第8号	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月8日	Ⅱしきい値判断項目／1. 対象人数／いつ時点の計数か	平成31年2月6日 時点	令和3年2月5日 時点	事後	
令和3年3月8日	Ⅱしきい値判断項目／2. 取扱者数／いつ時点の計数か	平成31年2月6日 時点	令和3年2月5日 時点	事後	
令和4年3月15日	I 関連情報／3. 個人番号の利用／法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)別表第一 第11の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第十一条 番号法第九条第2項 福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年福岡県条例第59号)(以下「条例」という。)第三条第3項 条例第三条第2項、別表第二 第8の項、第9の項、第11の項 条例施行規則(平成28年福岡県規則第45号)第十七条第1項ハ、第十八条第1項ハ、第二十条第1項ト	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)別表第一 第11の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第十一条 番号法第九条第2項 福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年福岡県条例第59号)(以下「条例」という。)第三条第3項 条例第三条第2項、別表第二 第9の項、第10の項、第12の項 条例施行規則(平成28年福岡県規則第45号)第二十条第1号ハ、第二十一条第1号ハ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第二十三条第1号ト、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月15日	I 関連情報／4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携／②法令上の根拠	番号法別表第二 第10の項、第14の項、第16の項、第16の2の項、第20の項、第27の項、第28の項、第31の項、第54の項、第55の項、第56の2の項、第57の項、第79の項、第85の2の項、第106の項、第108の項、第116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） 第九条第1号ロ、第4号ロ、第十一条第1号ロ、第十二条第1号ト、第2号ヘ、第4号ト、第5号、第6号ヘ、第8号ト、第十二条の二第1号、第十四条第1号イ、第2号イ、第二十条第2号イ、第6号、第7号、第二十一条第1号イ、第2号イ、第3号、第4号、第二十二条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第二十八条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第二十九条第1号、第三十条第4号、第三十一条第1号ハ、第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号ハ、第7号イ、第四十二条第1号、第四十三条の四第1号イ、第2号、第五十三条第1号ハ、第2号ロ、第3号イ、第五十五条第1号ト、第5号イ、第6号二、第11号ハ、第五十九条の二の二第1号ト、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号ト、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号 番号法第十九条第8号	番号法別表第二 第10の項、第14の項、第16の項、第16の2の項、第20の項、第27の項、第28の項、第31の項、第54の項、第55の項、第56の2の項、第57の項、第79の項、第85の2の項、第106の項、第108の項、第116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） 第九条第1号ハ、第4号ハ、第十一条第1号ロ、第十二条第1号ト、第2号ヘ、第4号ト、第5号、第6号ヘ、第8号ト、第十二条の二第1号、第十四条第1号イ、第2号イ、第二十条第3号イ、第二十一条第2号イ、第5号イ、第二十二条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第二十八条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第二十九条第1号、第三十条第1号二、第2号、第3号二、第三十一条第1号ハ、第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号ハ、第7号イ、第四十二条第1号、第四十三条の四第1号イ、第2号、第五十三条第1号ハ、第2号ロ、第3号イ、第五十五条第1号ト、第5号イ、第6号二、第11号ハ、第五十九条の二の二第1号ト、第2号、第3号、第4号、第5号、第7号ト、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号 番号法第十九条第8号	事後	
令和4年3月15日	II しきい値判断項目／1. 対象人数／いつ時点の計数か	令和3年2月5日 時点	令和4年2月16日 時点	事後	
令和4年3月15日	II しきい値判断項目／2. 取扱者数／いつ時点の計数か	令和3年2月5日 時点	令和4年2月16日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月11日	I 関連情報／4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携／②法令上の根拠	番号法別表第二 第10の項、第14の項、第16の項、第16の2の項、第20の項、第27の項、第28の項、第31の項、第54の項、第55の項、第56の2の項、第57の項、第79の項、第85の2の項、第106の項、第108の項、第116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第九条第1号ハ、第4号ハ、第十一条第1号ロ、第十二条第1号ト、第2号ヘ、第4号ト、第5号、第6号ヘ、第8号ト、第十二条の二第1号、第十四条第1号イ、第2号イ、第二十条第3号イ、第二十一条第2号イ、第5号イ、第二十二条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第二十八条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第二十九条第1号、第三十条第1号二、第2号、第3号二、第三十一条第1号ハ、第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号ハ、第7号イ、第四十二条第1号、第四十三条の四第1号イ、第2号、第五十三条第1号ハ、第2号ロ、第3号イ、第五十五条第1号ト、第5号イ、第6号二、第11号ハ、第五十九条の二の二第1号ト、第2号、第3号、第4号、第5号、第7号ト、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号 番号法第十九条第8号	番号法別表第二 第10の項、第14の項、第16の項、第16の2の項、第20の項、第27の項、第28の項、第31の項、第53の項、第54の項、第55の項、第56の2の項、第57の項、第79の項、第85の2の項、第106の項、第108の項、第116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第九条第1号ハ、第4号ハ、第十一条第1号ロ、第十二条第1号ト、第2号ヘ、第4号ト、第5号、第6号ヘ、第8号ト、第十二条の二第1号、第十四条第1号イ、第2号イ、第二十条第3号イ、第二十一条第2号イ、第5号イ、第二十二条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第二十七条第2号イ、第二十八条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第二十九条第1号、第三十条第1号二、第2号、第3号二、第三十一条第1号ハ、第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号ハ、第7号イ、第四十二条第1号、第四十三条の四第1号イ、第2号、第五十三条第1号ハ、第2号ロ、第3号イ、第五十五条第1号ト、第5号イ、第6号二、第11号ハ、第五十九条の二の二第1号ト、第2号、第3号、第4号、第5号、第7号ト、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号 番号法第十九条第9号	事後	
令和6年3月11日	II しきい値判断項目／1. 対象人数／いつ時点の計数か	令和4年2月16日 時点	令和5年3月31日 時点	事後	
令和6年3月11日	II しきい値判断項目／2. 取扱者数／いつ時点の計数か	令和4年2月16日 時点	令和5年3月31日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月17日	I 関連情報／3. 個人番号の利用／法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)別表第一 第11の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第11条 番号法第九条第2項 福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年福岡県条例第59号)(以下「条例」という。)第三条第3項 条例第三条第2項、別表第二 第9の項、第10の項、第12の項 条例施行規則(平成28年福岡県規則第45号)第20条第1号ハ、第二十一条第1号ハ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第二十三条第1号ト、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号	番号法別表 第20の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第11条 番号法第9条第2項 福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年福岡県条例第59号)(以下「条例」という。)第3条第3項 条例第3条第2項、別表第二 第9の項、第10の項、第12の項 条例施行規則(平成28年福岡県規則第45号)第20条第1号ハ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第21条第1号ハ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第23条第1号ト、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月17日	I 関連情報／4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携／②法令上の根拠	番号法別表第二 第10の項、第14の項、第16の項、第16の2の項、第20の項、第27の項、第28の項、第31の項、第53の項、第54の項、第55の項、第56の2の項、第57の項、第79の項、第85の2の項、第106の項、第108の項、第116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） 第九条第1号ハ、第4号ハ、第十一条第1号ロ、第十二条第1号ト、第2号ヘ、第4号ト、第5号、第6号ヘ、第8号ト、第十二条の二第1号、第十四条第1号イ、第2号イ、第二十条第3号イ、第二十一条第2号イ、第5号イ、第二十二条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第二十七条第2号イ、第二十八条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第二十九条第1号、第三十条第1号二、第2号、第3号二、第三十一条第1号ハ、第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号ハ、第7号イ、第四十二条第1号、第四十三条の四第1号イ、第2号、第五十三条第1号ハ、第2号ロ、第3号イ、第五十五条第1号ト、第5号イ、第6号二、第11号ハ、第五十九条の二の二第1号ト、第2号、第3号、第4号、第5号、第7号ト、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号 番号法第十九条第9号	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第14の項、第18の項、第20の項、第25の項、第37の項、第42の項、第48の項、第49の項、第53の項、第75の項、第76の項、第77の項、第80の項、第81の項、第91の項、第92の項、第108の項、第113の項、第124の項、第125の項、第141の項、第144の項、第155の項、第161の項、第163の項、第16条第1号ハ、第2号ハ、第4号ハ、第20条第1号ハ、第22条第1号二、第2号二、第4号二、第6号二、第8号二、第27条第2号、第39条第1号イ、第2号イ、第44条第1号ヘ、第4号、第5号、第6号、第50条第4号ロ、第13号、第14号、第51条第2号ロ、第7号ロ、第8号、第15号、第55条第1号ロ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第77条第1号ロ、第2号イ、第78条第1号ロ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第79条第2号、第82条第1号ロ、第2号、第3号ロ、第83条第1号ロ、第2号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号イ、第93条第1号ハ、第3号ハ、第94条第1号ロ、第110条第2号イ、第3号イ、第4号イ、第115条第1号ロ、第2号ロ、第126条第1号ロ、第2号、第127条第1号ハ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第143条第1号ロ、第2号ロ、第4号イ、第146条第1号ロ、第2号ロ、第5号イ、第6号イ、第11号イ、第157条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第7号イ、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第163条第1号ヘ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第165条第1号ロ、第2号 番号法第19条第9号	事後	
令和7年3月17日	II しきい値判断項目／1. 対象人数／いつ時点の計数か	令和5年3月31日 時点	令和7年1月31日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月17日	Ⅱしきい値判断項目／2. 取扱者数／いつ時点の計数か	令和5年3月31日 時点	令和7年1月31日 時点	事後	
令和7年3月17日	Ⅳリスク対策／4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託／委託先における不正な利用等のリスクへの対策は十分か	(空欄)	十分である	事後	
令和7年3月17日	Ⅳリスク対策／8. 人手を介在させる作業／人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	
令和7年3月17日	Ⅳリスク対策／8. 人手を介在させる作業／人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か／判断の根拠	(新規)	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、対象者本人又は代理人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 等	事後	
令和7年3月17日	Ⅳリスク対策／11. 最も優先度が高いと考えられる対策／最も優先度が高いと考えられる対策	(新規)	9) 従業者に対する教育・啓発	事後	
令和7年3月17日	Ⅳリスク対策／11. 最も優先度が高いと考えられる対策／当該対策は十分か【再掲】	(新規)	十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月17日	IVリスク対策／11. 最も優先度が高いと考えられる対策／当該対策は十分か【再掲】／判断の根拠	(新規)	<身体障害者手帳交付システムにおける措置> ・職員に対しては、個人情報の取扱いについて研修を行うとともに、チェックリストによる自己点検を行う。 ・違反を行った職員に対しては、その都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となり得る。 ・委託業者に対しては、契約の中で、事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を研修することとする。 ・違反を行った委託業者に対しては、契約解除及び損害賠償請求の対象となり得る。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	事後	